

上尾市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 3 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 4 1 号

上尾市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

上尾市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 8 年上尾市規則第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「毎年度の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、」を「毎年度 1 回以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。